

災害医療活動訓練 内容のご紹介

《目的》

医療救護本部、トリアージポスト、医療救護所の開設・運営訓練を行い、具体的な実施内容の実行性を高める。

《内容》

- ・医療救護本部、トリアージポスト、医療救護所の開設手順の確認
- ・医療救護本部の運営訓練
- ・トリアージの実施訓練・医療救護所の運営訓練

救護本部

救護所の設置の決定や
重症者の搬送調整等を行います。

トリアージ・応急処置

負傷者のトリアージ(緊急度・重症度に応じて治療や搬送の優先順位を決める)を行い、重症者は搬送、軽症者には応急処置を行います。

医療救護本部設置・運営訓練

災害医療救護本部



医療救護本部は、災害対策本部からの指示により設置します。

災害時における医療・救護活動の全体調整を行います。

訓練では、負傷者や医療情報の把握、クロノロジー(経時記録)等の記載、医療救護所立ち上げ指示や連絡・搬送調整を行います。

クロノロジー等の記載



連絡訓練・搬送調整



※写真はR7.2.2総合防災訓練のものです



医療救護所の運営訓練(トリアージ、応急処置)

医療救護所は、発災後概ね72時間における救護活動の必要性を、医療救護本部が判断し、設置します。

医療救護所では、負傷者の治療の優先度を判断し(トリアージ)、軽症者(緑)の治療と、医療救護本部の調整のもと、中等症者(黄)及び重症者(赤)の後方支援病院等への引き継ぎ・搬送を行います。

訓練では、トリアージ訓練、軽症者(緑)の応急処置、中等症者(黄)や重症者(赤)の搬送に係る本部との連絡訓練などを行います。

※写真はR7.2.2総合防災訓練のものです

トリアージ



応急処置



連絡調整・搬送

